

**草 加 市 安 全 安 心
ま ち づ ぐ り 行 動 計 画
(改定版)**

**令和6年(2024年)4月
草 加 市**

草加市安全安心まちづくり行動計画

目次

I	策定の趣旨	1
1	これまでの草加市安全安心まちづくり行動計画	1
2	条例における基本理念と市、市民、事業者等の責務	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	4
5	市民の防犯に関する意識(「草加市民アンケート」より)	4
II	計画の体系	6
III	中目標ごとの推進施策	8
1	地域の防犯力の強化	8
(1)	自主防犯活動の推進	8
(2)	青パトによるパトロール活動の充実	9
(3)	学校、通学路など周辺環境の安全強化	9
(4)	防犯活動の連携に関する協定の活用	9
(5)	草加市防犯協会の適正な運営と地域防犯推進委員の活動支援	10
2	防犯意識の普及促進	12
(1)	流行する犯罪への防止対策	12
(2)	子どもや女性への犯罪被害等防止対策	12
(3)	若年層への犯罪被害等防止対策	13
(4)	高年者への犯罪被害等防止対策	13
(5)	障がい者への犯罪被害等防止対策	13
(6)	外国人への犯罪被害等防止対策	13
(7)	消費者トラブルへの被害防止対策	14
3	犯罪が起こりにくい環境整備	16
(1)	まちの美化、環境浄化の推進	17
(2)	悪質な客引きや不適切な内容のビラの配布に対する是正措置の強化	17
(3)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく場所提供禁止の啓発	17
(4)	空き家等への対策	17
(5)	都市照明施設の整備	17
(6)	防犯カメラの運用	18
(7)	暴力団や半グレ組織等の追放	18

(8) 再犯防止への対策	18
IV 犯罪被害者等への支援	20
(1) 犯罪被害者支援総合的対応窓口の強化	21
(2) 市民に対する犯罪被害者等への理解を深めるための啓発	21
参 考 資 料	22
1 草加市安全安心まちづくり推進条例（条文）	23
2 草加市安全安心まちづくり推進協議会委員名簿	27
3 草加市安全安心まちづくり行動計画策定経過	28

I 策定の趣旨

1 これまでの草加市安全安心まちづくり行動計画

草加市では、市内の治安情勢が悪化していた平成16年に安全・安心なまちをみんなで作ったり、その決意を明らかにすることを目的に「草加市みんなで行き組む安全安心まちづくり宣言」を行き、この宣言をもとに平成18年度に市民・市・警察が一体となり、安全で安心なまちづくりに行く組むための指標として「（第一次）草加市安全安心まちづくり行動計画」（以下「第一次計画」といいます。）を5か年計画で策定しました。さらに、平成23年度に第一次計画を改定した「（第二次）草加市安全安心まちづくり行動計画」を5か年計画で策定し、市民・市・警察が一体となって、草加市の治安改善に参り組みました。

また、平成29年4月1日に「草加市安全安心まちづくり推進条例」（以下「条例」といいます。）が施行され、犯罪を防止し、地域の防犯力を向上させる環境の整備（安全安心まちづくり）に参り組むため、市、市民等及び関係機関がそれぞれの役割を分担し、緊密に連携し、及び協力しながら一体となって推進するという基本理念のもと、平成30年3月に新たな「草加市安全安心まちづくり行動計画」（以下「計画」といいます。）を策定し、防犯力の向上に努めてきたところでは。

このような中、平成21年から犯罪認知件数は半減するなど一定の効果があり、さらに、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限等の影響により、近年は犯罪認知件数が減少していましたが、コロナ禍からの回復による社会活動の増加等に伴い、犯罪認知件数が下げ止まっている現状となっています。

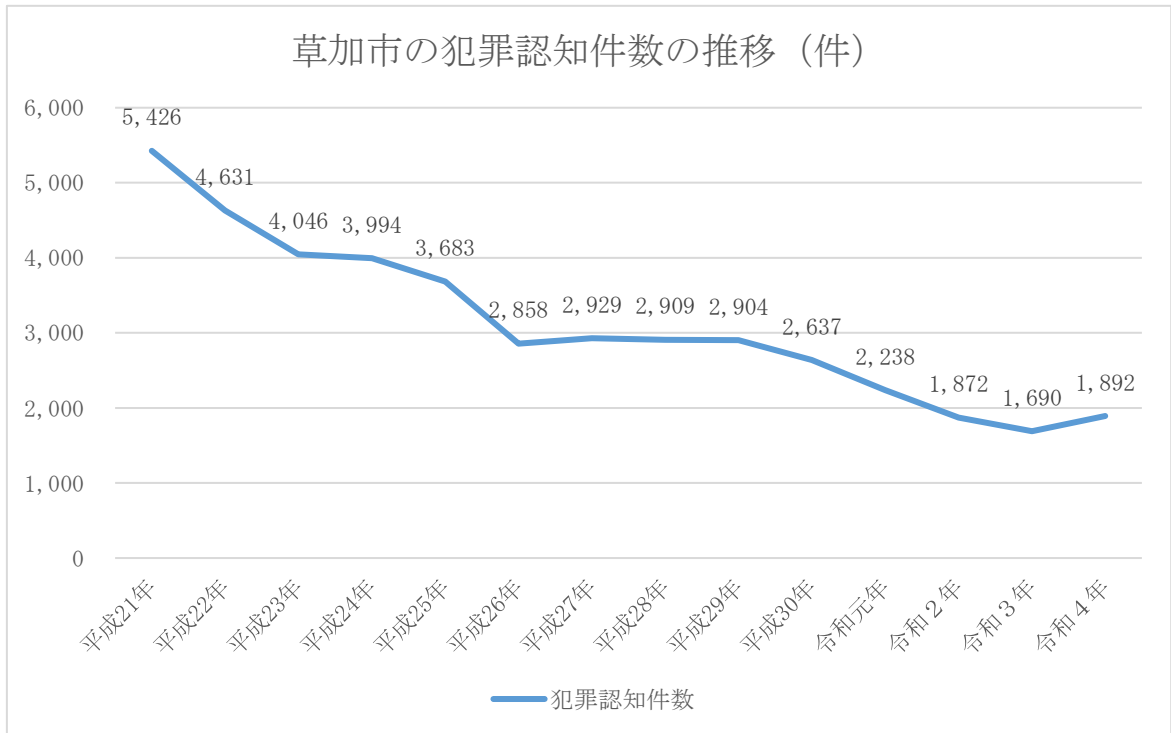
○草加市みんなで行き組む安全安心まちづくり宣言（平成16年12月制定）

犯罪や交通事故などから守られ、安全で安心して暮らすことは、すべての市民の願いでは。また、まちの未来を担う子どもたちの将来のためにも、欠かすことができません。

しかし、私たちの身のまわりでは、あき巣、ひったくり、暴力事件などの犯罪や交通事故などが多発しています。また、地域社会の急激な変化などにより地域のコミュニケーションはうすれ、本来地域社会が持っていた犯罪抑止や防止の機能が低下しつつあります。

安全で安心なまちづくりを進めるためには、私たち一人ひとりが、同じ地域で共に生活していることを自覚し、人やまちを大切に参る心をはぐくみ、お互いに声をかけ合い、手を取り合いながら、安全安心の芽を大きく育てていかなければなりません。

そこで草加市では、市民と市、警察などの関係機関が協力し合い、犯罪や交通事故などから守られた安全で安心できる快適なまちづくりを進めていくことを宣言します。



2 条例における基本理念と市、市民、事業者等の責務

基本理念（第3条）

安全安心まちづくりは、市、市民等及び関係機関がそれぞれの役割を分担し、緊密に連携し、協力しながら一体となって推進するものとします。

市の責務（第4条）

市は、安全安心まちづくりに関する意識の啓発や自主防犯活動の支援、さらに安全安心まちづくりに配慮した施設等の普及の促進などを行います。

市民の責務（第5条）

市民は、自らの安全の確保に努め、声かけや清掃等の活動を自主的に行うことにより地域の防犯力の向上に努めるとともに、市の安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

事業者の責務（第6条）

事業者は、所有又は管理する施設等の安全の確保のために必要な措置を講じ、施設周辺の巡回や清掃等を自主的に行うことにより地域の防犯力の向上に努めるとともに、市の安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

土地建物所有者等の責務（第7条）

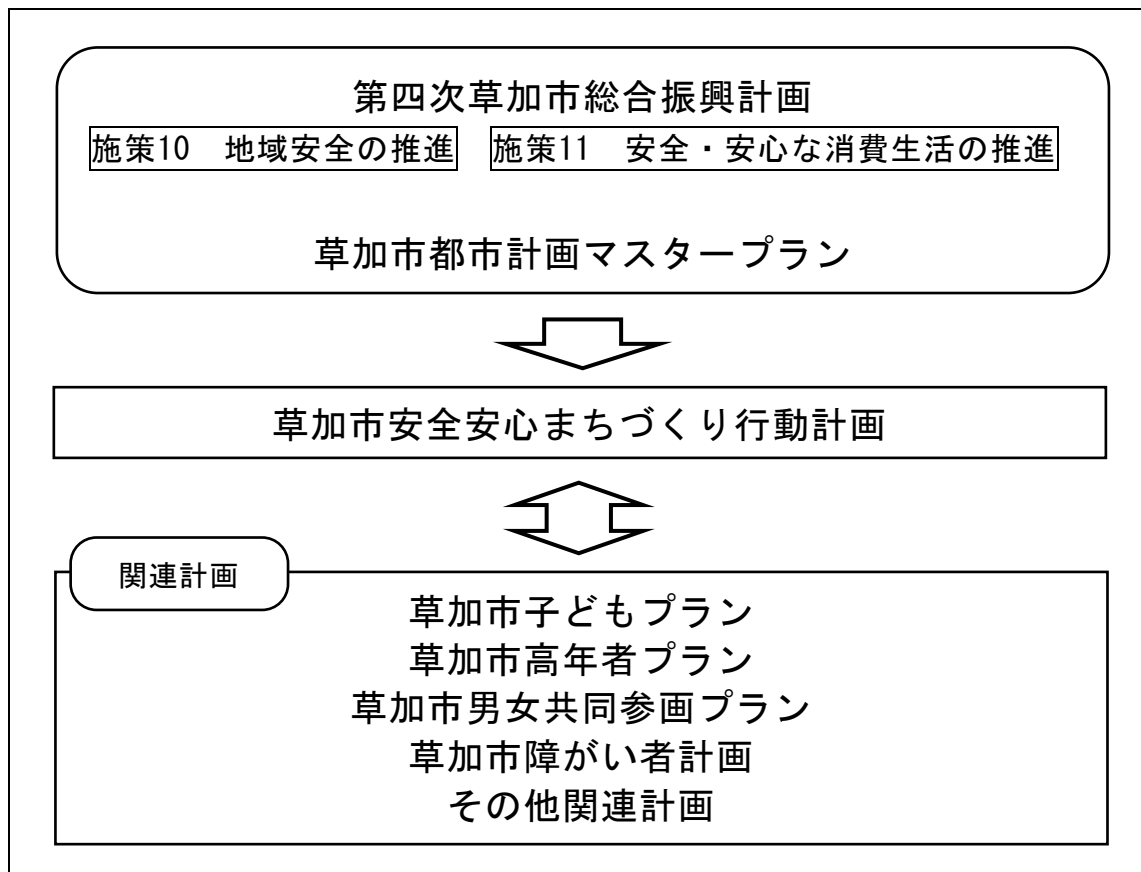
土地建物所有者等は、所有又は管理する施設等の安全の確保のために必要な措置を講じ、施設周辺の巡回や清掃等を自主的に行うことにより地域の防犯力の向上に努めるとともに、風営法の規定により禁止されている営業へ施設の提供はしません。

また、市の安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

3 計画の位置づけ

計画は、条例第17条に規定する、安全安心まちづくりに関する施策の実施を総合的かつ計画的に推進するための「安全安心まちづくりの推進に関する計画」として位置付け、草加市の安全安心まちづくりに必要な活動に関する団体及び市民の代表で構成される「草加市安全安心まちづくり推進協議会」（以下「協議会」といいます。）での審議を経て策定、改定されることになっています。

なお、「第四次草加市総合振興計画」でも施策の一つとして「地域安全の推進」、
「安全・安心な消費生活の推進」を掲げ、本計画が関連分野別計画として位置づけられています。



施策10 地域安全の推進

地域で発生する犯罪や迷惑行為・危険行為を防止し、安全で安心な市民生活を実現します。

施策11 安全・安心な消費生活の推進

市民が消費者トラブルに遭わないよう消費者としての自立を促します。

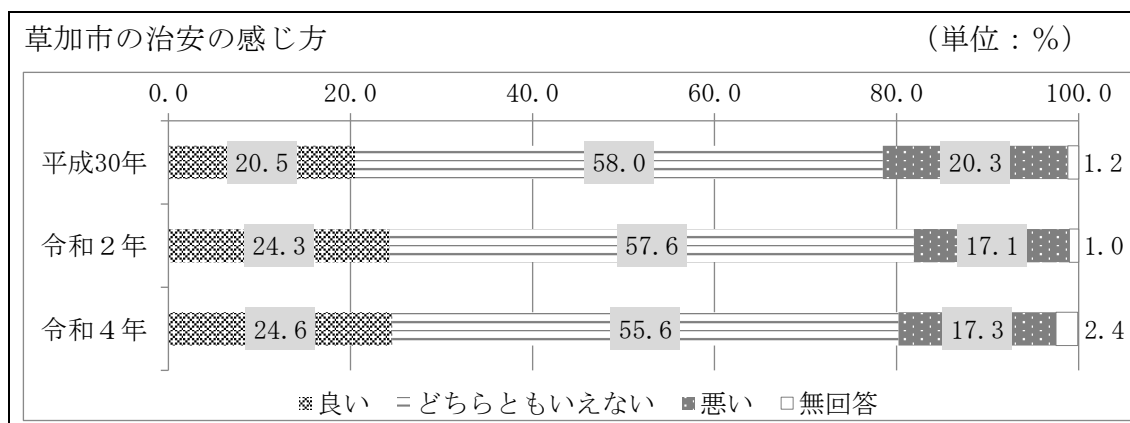
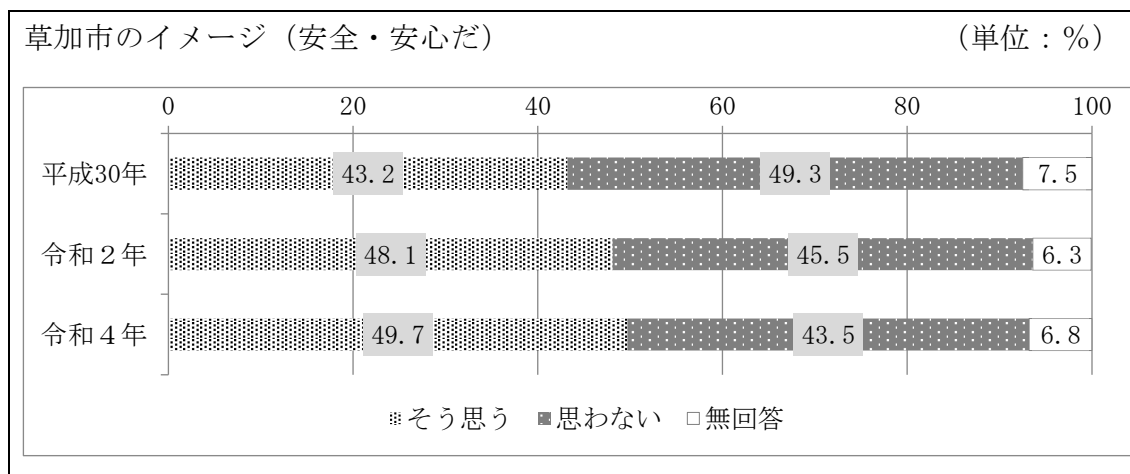
「第四次草加市総合振興計画」より

4 計画の期間

今期の計画の実施期間は、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間とします。

効果検証や計画の重点施策などを協議会で審議し、令和10年度(2028年度)を目途に見直しを行い、計画の期間中でも、社会情勢等の変化によっては必要に応じ見直しを行います。

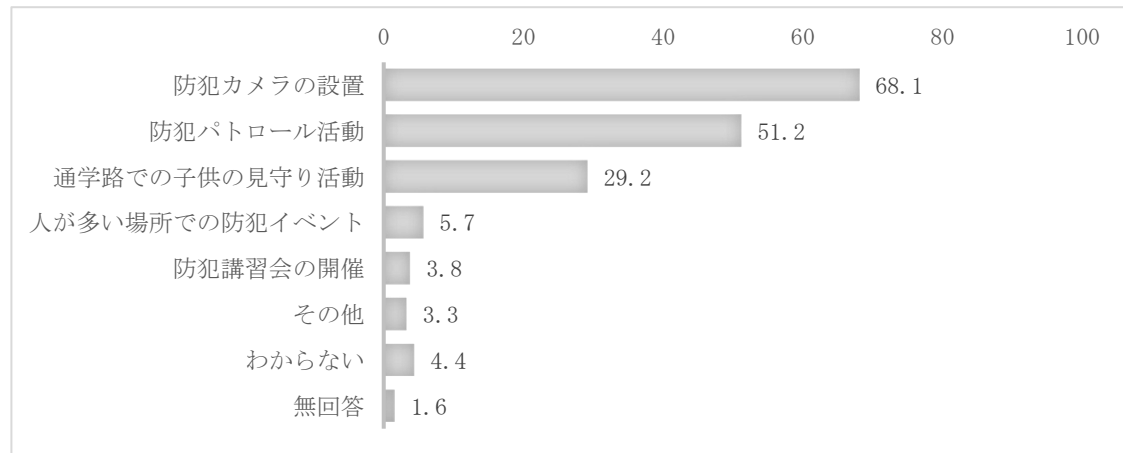
5 市民の防犯に関する意識（「草加市民アンケート」より）



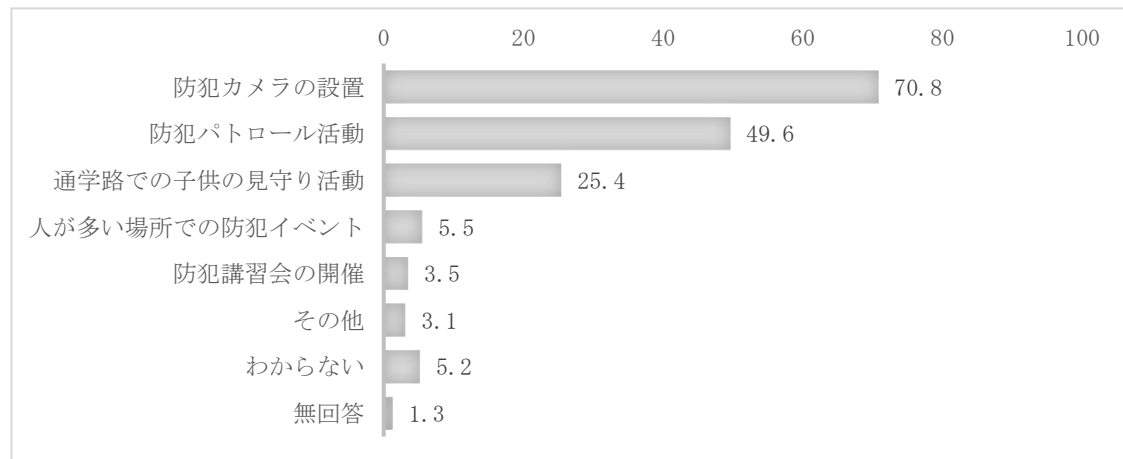
防犯対策として強化してほしい取組（2つまで複数回答）

（単位：％）

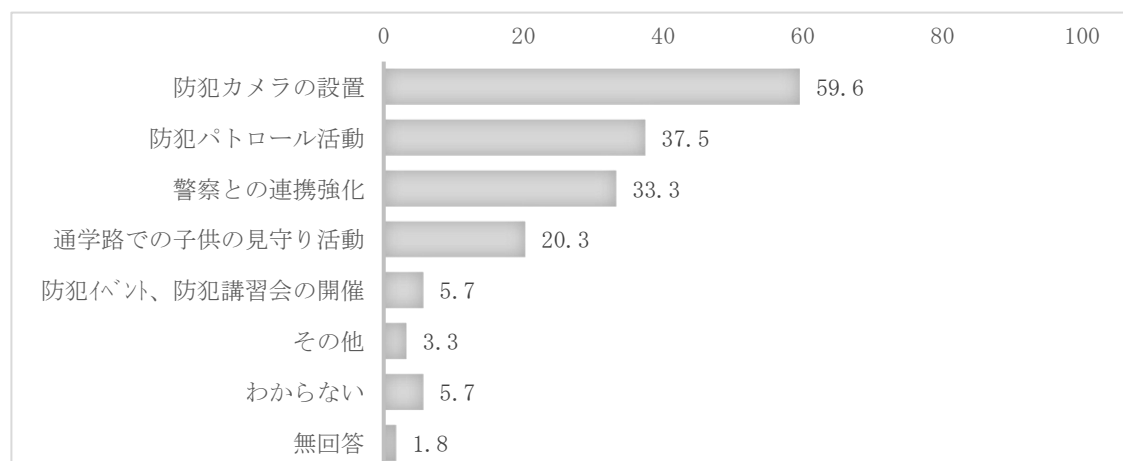
平成30年



令和2年



令和4年



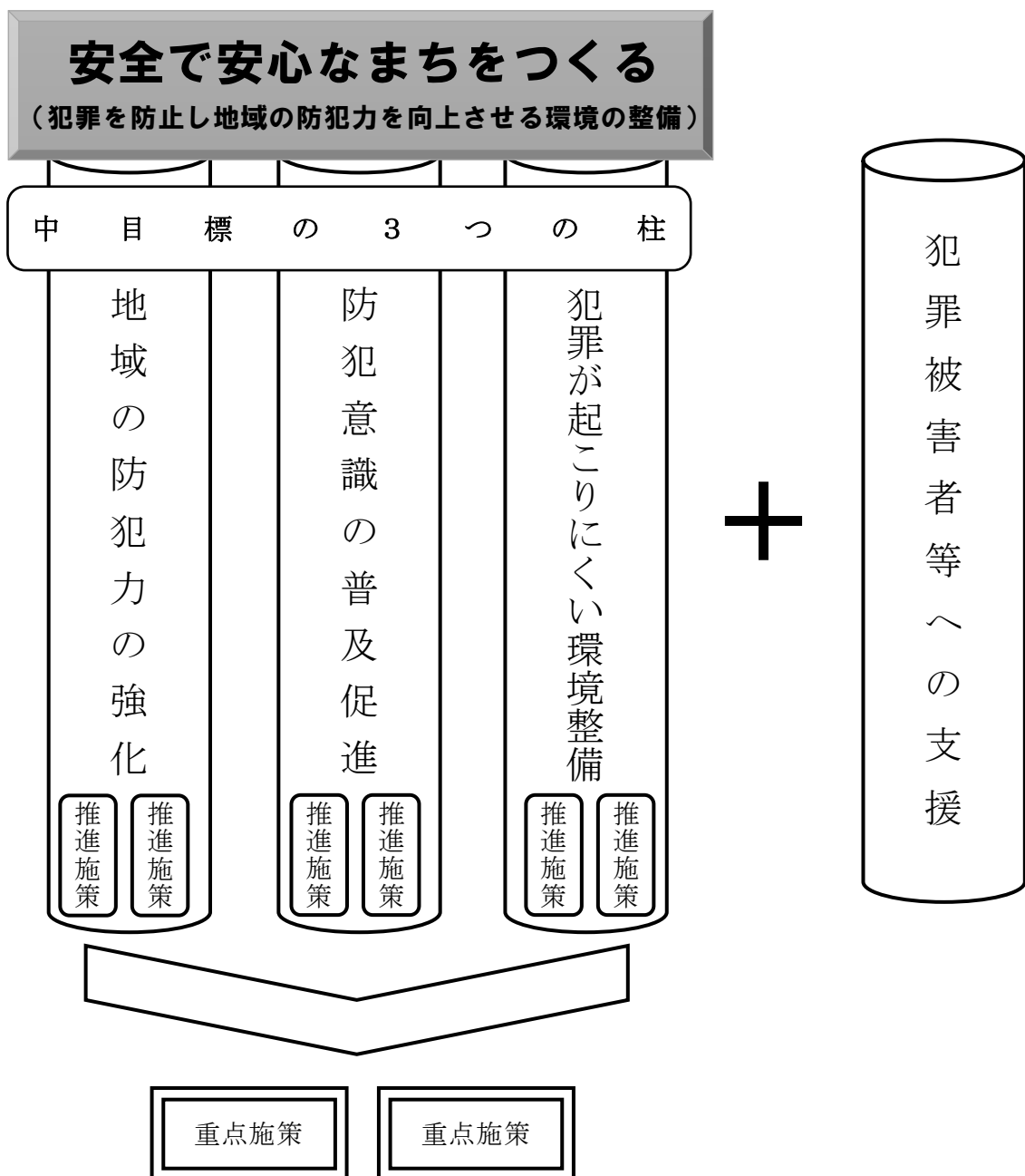
※ 令和4年度は選択肢が一部変更になっています。

II 計画の体系

今期の計画は「安全で安心なまち^(※)をつくる」という大目標を実現していくために、3つの中目標の柱を設定し、その中目標における推進施策と市、市民、関係機関等がそれぞれの役割に応じた取組を進めます。また、計画期間中は、優先して取り組むべき推進施策について、協議会の審議を経て、各年度において、数個の推進施策を重点施策として決定します。

併せて、犯罪被害者等への支援にも取り組みます。

※ 条例では「犯罪を防止し地域の防犯力を向上させる環境の整備」としています。



地域の防犯力の強化

各地域における防犯力を維持するためには、町会・自治会やPTAなど、地域の見守り活動を行っている自主防犯団体が不可欠であり、その活動を推進していく必要があります。また、自主防犯団体による見守り活動が効果的に行えるよう、市及び警察が連携を図り、活動時の参考となる情報伝達などの支援を行い、地域における犯罪発生抑止を図ります。

防犯意識の普及促進

市民の防犯意識を高めるため、広報そうか、草加お知らせメール、ホームページ等を活用して防犯情報の発信を行います。

また、特定の犯罪や行為に対しては、被害に遭う対象者や事案に合わせた防犯講座や啓発活動等を実施し、防犯意識の普及促進を図ります。

犯罪が起こりにくい環境整備

一般的に、まちが雑多で、ごみが散乱したり景観が乱れている様子は、犯罪者から犯罪を企てやすい印象を持たれたり、青少年が非行に走るきっかけになりかねません。また、不当な客引き行為やつきまとい等により生活の平穏を妨げられることで、不安になるものです。

まちをきれいにし、客引き行為やつきまとい等の取り締まりや防犯カメラの運用などを通じて、市民が安心して生活できる環境整備を進めます。

Ⅲ 中目標ごとの推進施策

1 地域の防犯力の強化

安全で安心なまちをつくるためには、地域の防犯活動を継続的に行っていくことが重要です。町会・自治会やPTAをはじめ、自主防犯活動を行っている「自主防犯団体」が活発に活動していくことで、地域の犯罪抑止に繋がります。また、活動時の声掛けなどにより、市民同士のコミュニケーションが多くなることで、安心感が生まれます。

これらの活動を継続するために、市や警察等による支援が必要です。

また、犯罪発生時や不審者の情報が警察や市に入った場合には、自主防犯団体へ円滑に情報伝達を行い、一丸となって警戒をすることにより、さらなる犯罪を抑制していくことにつながります。

【現状と課題】

自主防犯団体は、地域において子どもの登下校時の見守りや夜間パトロールなどの防犯活動に取り組んでおり、犯罪発生を抑止をはじめ、被害の未然防止や地域コミュニティの強化等に寄与しています。しかし、現状としては活動者の高齢化や後継者不足により、防犯活動の継続が困難な団体もあります。

また、自主防犯団体のパトロールに加え、市の警察OB職員、草加市防犯協会（以下「防犯協会」といいます。）から委嘱を受けた地域防犯推進委員による青色防犯パトロール車（以下「青パト」といいます。）を活用した見せるパトロールを行っています。

子どもに対する声掛け事案等の不審者情報が入った場合は、市の警察OB職員や警察が該当地区の周辺警戒等を行っていますが、地域の自主防犯団体への迅速な情報伝達できていないことが課題となっており、団体活動への支援に加え、犯罪や不審者の情報を共有するための連携体制を整備する必要があります。

なお、防犯協会の25支部と町会・自治会の10のコミュニティブロックの区域に相違があるため、地域の防犯活動をコミュニティブロックに合わせて再編を進め、地域の防犯力の強化を目指します。

【推進施策】

(1) 自主防犯活動の推進

市では平成15年より活動しているせざき防犯パトロール隊を筆頭に、町会・自治会やPTAなどの市民の自主的な防犯活動の場として自主防犯活動を

行っている「自主防犯団体」が82団体あります（令和5年4月時点）。

自主防犯団体は、活動地域の歩行見守りや青パトを活用した巡回パトロールなど、地域の犯罪を未然に防ぐための活動を行い、安全安心なまちづくりに積極的に取り組んでおり、市は、その活動に対し自主防犯活動補助金制度を設け、補助金を交付しています。

また、自主防犯団体の活動に役立ててもらえるよう、犯罪発生状況などの防犯に資する情報を提供し、団体の活動支援を行っています。

(2) 青パトによるパトロール活動の充実

自主防犯団体の一部においては、青パトを使ったパトロール活動を行い、地域における犯罪発生の抑止に努めています。

また、市は自主防犯団体が活動しにくい早朝、夜間、休日を含めた時間帯で警察OB職員によるパトロールを行っており、市内4駅周辺をはじめ、市内全域の巡回活動を行い犯罪の未然防止に努めています。

さらに、子どもの見守り強化を図るため、保育園や幼稚園、小中学校などのほか、公共施設へのパトロールも実施します。

(3) 学校、通学路など周辺環境の安全強化

将来を担う子どもと青少年を犯罪から守ることは、社会にとって重要な課題です。

登下校の見守り活動の拠点として活用されている「スクールパトロールステーション」は、市内の全小学校に設置されており、犯罪被害を直接的に防止することに寄与しています。市は登下校の見守り活動が継続できるよう支援するとともに、警察と連携した見守り活動を行います。

また、児童や生徒が不測の事態に遭遇した場合に駆け込める「こどもひなんじょ」を増やし、その存在を周知することで、いざという時の犯罪の未然防止に努めます。

(4) 防犯活動の連携に関する協定の活用

市内の公益事業に関わる事業者が交通事故や犯罪の発生、傷病人や迷い人等の救護を要する者を発見した場合、速やかに警察及び市に通報するなどの協力体制を定めた「地域安全協定」が平成15年度に締結され、防犯活動が実施されてきました。その後、社会情勢に合致するよう見直しを行い、業務車両に装備したドライブレコーダーの映像記録を必要に応じて警察へ提供するほか、市も必要な支援を実施するなど事業者、警察及び草加市が防犯に関する役割をそ

れぞれ設定すると共に相互に情報交換をし、地域防犯活動の推進と犯罪発生の抑止を図ることを目的とした「草加市地域防犯活動の連携に関する協定」を平成30年1月に締結しました。

今後も、協定締結団体と市、警察などの関係機関が協力し合い、犯罪や交通事故などから守られた安全で安心できるまちを目指します。

(5) 草加市防犯協会の適正な運営と地域防犯推進委員の活動支援

草加市、草加警察署及びその他賛同団体等により防犯協会が組織されています。

防犯協会は、地域住民の地域安全思想の普及、高揚と自主地域安全体制を確立し、公共の安全に寄与することを目的とし、防犯、安全に関する街頭キャンペーンや、防犯物品を活用した啓発活動等を行うとともに、防犯協会から委嘱を受けた地域防犯推進委員が、市民が被害に遭いにくくなるよう地域安全活動を行っています。

自主防犯団体の活動と、地域防犯推進委員としての活動が重複している方も多いため、地域の防犯活動をコミュニティブロックに合わせて再編を進めることで、今後は自主防犯団体の活動等との連携を図りながら、犯罪の傾向や活動地域の実情に応じたより効率的、効果的な啓発活動を行います。

【それぞれの立場で取り組める事例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 散歩や買い物時等の「ながら」見守りを行う ・ 地域の防犯活動に積極的に参加するよう努める ・ 登下校時に児童や生徒が不測の事態に遭遇した場合に駆け込める「こどもひなんじょ」の登録に協力する
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の未然防止に努めるため、自主防犯団体や地域防犯推進委員は徒歩や青パトによるパトロールを実施する ・ 自主防犯団体や地域防犯推進委員について、地域住民の理解を深めるよう努める ・ 街頭キャンペーン等を実施できるよう努める ・ 自主防犯団体は定期的に活動をするよう努める
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時に児童や生徒が不測の事態に遭遇した場合に駆け込める「こどもひなんじょ」の登録に協力する ・ 街頭キャンペーンや啓発活動に協力する

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯活動補助金制度の周知に努める ・ 自主防犯団体が活動しやすくなるよう情報提供に努める ・ 自主防犯団体の活動を広く周知する ・ 自主防犯団体や地域防犯推進委員に対して、青パトの貸出しを行う ・ 警察OB職員による青パトでのパトロールを行う ・ 警察や地域防犯推進委員と連携し、街頭キャンペーン等の啓発活動を行う ・ 教育委員会等と連携を図り、子どもたちの防犯意識を高められるよう周知活動を行う
---	--

【関係機関等】

- 埼玉県東部地域振興センター
- 草加警察署
- 草加市教育委員会
- 草加市防犯協会
- 草加市町会連合会
- 草加市PTA連合会
- 自主防犯団体
- 埼玉弁護士会
- 草加市地域防犯活動の連携に関する協定締結団体

【関連法令等】

- 草加市自主防犯活動補助金交付要綱
- 草加市防犯パトロール車の貸出しに関する要綱
- 草加市防犯協会会則
- 草加八潮地域安全推進連絡協議会運営要綱

2 防犯意識の普及促進

市民一人ひとりが防犯に関する正しい知識を習得し、防犯意識を高めることは、犯罪被害に遭わないために重要です。そのため、草加警察署と犯罪情報等の共有を図り、広報そうか、草加お知らせメール、ホームページ等を活用して防犯情報を発信します。

また、高年者が被害に遭いやすい特殊詐欺や登下校時の小中学生、女性を狙った声かけ事案等、特定の犯罪や行為に対しては、関係機関と連携を図り、防犯講座や啓発活動等を対象者や事案別に実施し、防犯意識の普及促進を図ります。

【現状と課題】

近年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限等の影響により、犯罪認知件数は減少していましたが、令和4年からは増加に転じており、今後においても増加する可能性があります。

特に、本市においては、特殊詐欺被害や子どもに対する声かけ事案が多く発生しており、時期によって特定の犯罪が急増するなどの傾向が見受けられます。

市では、犯罪被害に遭う市民が増えないよう、市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、犯罪発生状況等の発信や防犯講座、啓発活動を実施していますが、犯罪認知件数は下止まりの状況となっています。

【推進施策】

(1) 流行する犯罪への防止対策

特殊詐欺による被害件数は、平成30年の95件をピークに減少していますが、県内の他市町村と比較すると、本市は依然として特殊詐欺被害が多い地域であり、継続的な被害防止活動は欠かせません。

また、近年、自転車盗難や侵入窃盗、不同意わいせつ事案等が時期によって急激に増加した事例があり、被害の拡大を防ぐため、その時々的情勢に応じた啓発活動や情報発信を行います。

(2) 子どもや女性への犯罪被害等防止対策

埼玉県内で発生した子どもに対する声かけ事案は、15時～17時（小中学生の下校時間帯）に最も多く発生しています。

そのため、子どもの行動範囲が広がる、進級や進学する時期において「自分の身は自分で守る」等という防犯意識を身につけるための防犯講座を実施しま

す。

また、埼玉県内で発生した女性に対する声かけ事案は、20時～24時に多く発生しており、草加お知らせメール等で被害防止対策を積極的に発信し、注意喚起を行います。

(3) 若年層への犯罪被害等防止対策

近年は、闇バイトやマルチ商法等、ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」といいます。）を悪用した犯罪が多く発生しており、本人の自覚がないまま、犯罪に巻き込まれるケースが増加しています。

さらに、大麻の乱用も若年層で増加しており、背景には、大麻に関する誤った情報がインターネット上に溢れ、その情報を鵜呑みにしてしまっていることが挙げられます。

その他、20歳未満の若者による飲酒や喫煙等も犯罪に繋がる要因となることから、若年層が犯罪等に巻き込まれている実態や被害防止のための正しい知識を普及するため、中学校や高等学校、大学等と連携し、防犯講座を開催します。

(4) 高年者への犯罪被害等防止対策

令和4年に県内で発生した特殊詐欺による被害者の9割は65歳以上の高年者であり、本市においても多くの高年者が被害に遭っています。

特殊詐欺の手口は、日々、巧妙化しており、新たな手口に対する被害防止対策を多くの高年者に周知する必要があることから、地域包括支援センターなどの関係機関等と連携を図りながら、高年者が多く参加するイベント等を活用し、啓発活動を行います。

(5) 障がい者への犯罪被害等防止対策

障がいのある人が地域で安心して生活できる環境を整えるため、関係機関と連携を図り、障がいのある人が被害に遭った犯罪等の情報収集や被害防止対策の情報発信を行います。

(6) 外国人への犯罪被害等防止対策

本市に居住する外国人は約1万人おり、全員が日本語を正しく理解できるとは限りません。

そのため流行する犯罪等についての情報収集ができず、犯罪に巻き込まれる可能性があることから、関係機関等と連携を図り、多言語での被害防止対策等

の情報発信を行います。

(7) 消費者トラブルへの被害防止対策

消費生活におけるトラブルに関する相談窓口として消費生活センターや消費者ホットライン「188」が設置されていますが、高年者のみならず、広い世代の方が消費生活に関するトラブルに巻き込まれています。

時には悪質業者に騙され、財産を失う等の被害に遭うケースもあり、市民が被害に遭わないために、少しでも不審に感じた時点ですぐに相談ができるよう、消費生活センター等の周知に努めます。

【それぞれの立場で取り組める事例】

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 防犯講座に参加し、防犯意識を高めるよう努める・ 草加お知らせメールの登録を行い、情報収集に努める・ 家族とのコミュニケーションを心がけ、生活状況の把握に努める
地域	<ul style="list-style-type: none">・ 草加お知らせメールの登録を行い、情報収集に努める・ 近所で防犯情報の共有に努める
事業者等	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関等の防犯活動時に場所等を提供する・ 20歳未満の若者への酒類、たばこを提供しない・ 草加お知らせメールの登録を行い、情報収集に努める
市	<ul style="list-style-type: none">・ 警察と緊密に連携し、犯罪情報等の共有に努める・ 草加お知らせメール等で犯罪発生情報や不審者情報を発信する・ 関係機関等と連携を図り、防犯講座を開催する・ 特殊詐欺等の被害対策について、啓発活動を行う・ 流行する犯罪について、広報そうか等で全市民へ周知する・ 市内で発生した犯罪等を記載したマップを作成、配布する・ 多言語に対応した犯罪情報等の発信を行う・ 緊急時や特定時期において、防災行政無線を活用した注意喚起を行う

【関係機関等】

- 埼玉県東部地域振興センター
- 草加警察署
- 埼玉県教育委員会
- 草加市教育委員会
- 地域包括支援センター
- 消費生活センター

- 草加市町会連合会
- 自主防犯団体
- 草加市防犯協会・草加八潮地域安全推進連絡協議会
- 草加市社会福祉協議会
- 埼玉弁護士会
- 獨協大学
- 文教大学

【関連法令等】

- 埼玉県防犯のまちづくり推進条例
- 埼玉県迷惑行為防止条例
- 埼玉県青少年健全育成条例
- 埼玉県特殊詐欺撲滅条例
- 草加市いきいき消費生活条例

3 犯罪が起こりにくい環境整備

駅周辺や住宅街で無秩序なはり紙や立看板が乱立し、たばこの吸い殻やペットボトル、空き缶などのポイ捨てをはじめ、不適正な管理状態にある空き家等が多く見受けられると、まちに隙があると思われ、犯罪を企てやすい印象を持たれかねません。そのため、まち全体の生活環境を健全な状態に維持することは、市民の安心感を生み、犯罪の抑止に繋がります。

また、駅周辺における悪質な客引き行為やつきまとい等で通行を妨げられることは、通行する方が迷惑に感じ、不安を覚えます。

様々な事件や犯罪の要因になり得る暴力団は、近年は潜在化が進み、直接表に出ないかたちで日常生活を脅かしており、引き続き暴力団との関係を断つことも重要です。さらに、犯罪の発生抑止や早期解決のため、駅周辺を中心に設置している防犯カメラの運用により、安全安心な市民生活に寄与しています。

加えて、犯罪や非行をした人たちが再犯しないよう社会復帰支援を行うことも大切です。

【現状と課題】

条例に基づき、駅周辺の路上などにおける悪質な客引きや不適切な内容のビラなどの配布を禁止及び是正指導ができるようになりましたが、監視の目が行き届かなければ、それらの行為等がなくなることはありません。

また、事業者や土地建物所有者等も店舗や施設の周辺の清掃等を行い、さらに市民一人ひとりが環境美化に努めることでまちの健全な環境を維持することや、年々増加傾向にある不適正な管理状態の空き家等については、関係機関と連携を図りながら、そのような空き家等が発生しないよう啓発等を実施し、犯罪の抑止に繋がる環境を整備する必要があります。

さらに、市で運用している防犯カメラや都市照明施設についても、犯罪抑止や夜間の安全な通行の確保等に効果があることから、引き続き適正な管理と運用が求められています。

なお、近年では、暴力団や半グレ組織等が活動資金確保の手段として、特殊詐欺等の犯罪行為を行うことで市民の生活を脅かしており、これらの組織を追放するため、市、市民及び事業者、警察が一体となった活動を実施していく必要があります。

一方で、再犯者の割合については、50%前後で推移していることから、保護司会等と連携を図りながら犯罪が起こりにくい環境を整備する必要があります。

【推進施策】

(1) まちの美化、環境浄化の推進

まちをきれいにし、良い景観を保つことは犯罪抑止にとって重要です。

無秩序なはり紙や立看板等が電柱や街路灯、街路樹などに掲出され、たばこの吸い殻やペットボトル、空き缶などのポイ捨てが放置されていると、不衛生でまちの景観が損なわれるだけでなく、犯罪者から隙があると思われ、狙われやすくなってしまいます。

そのため、違法広告物等は随時取り除き、まちの掃除を行い、まちをきれいに保つことで犯罪者から狙われにくい環境を維持します。

(2) 悪質な客引きや不適切な内容のビラの配布に対する是正措置の強化

駅周辺での悪質な客引きや勧誘行為、不適切な内容のビラの配布は、市民が安心して通行することを妨げ不安をあおる行為であり、市民や通行人の方から苦情や相談が寄せられます。

そのため、警察OB職員を活用し、駅前などの飲食店や遊興店舗が密集する地域を中心に巡回し、注意喚起を行なうことで、迷惑行為を未然に防ぐとともに、警察との連携を強化しトラブルを抑制します。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」といいます。）に基づく場所提供禁止の啓発

風適法等の関連法令を遵守し、事業者や土地建物所有者等が、学校や図書館・保育園等の周辺において、青少年の健全な育成に害を及ぼす恐れのある店舗等の場所の提供をしないよう関係機関等と連携を図り、啓発活動を行います。

(4) 空き家等への対策

不適正な管理状態にある空き家等の放置は、景観や衛生上の悪化のみならず、不法侵入や不法投棄などにより防犯面からも地域の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。

そのため、所有者等の調査及び状況の改善に向けた指導・勧告等を速やかに行うとともに、今後見込まれる空き家等の増加に対し、適正な維持管理についての啓発を行います。

(5) 都市照明施設の整備

夜道が暗いと、不審者の声かけやつきまとい等、通行人や近隣住民が不安を抱え、県内で発生した性犯罪（不同意わいせつ罪、不同意性交罪）は、夜間に多

く発生しているというデータがあることから、市管理の都市照明施設について、夜間でも安全に道路を通行できるよう、整備を進めます。

(6) 防犯カメラの運用

市民の安全安心のためには、犯罪抑止効果がある防犯カメラを設置することも有効で、市では市内4駅の駅周辺を中心に防犯カメラを設置しています。

防犯カメラの映像の管理は厳重に行っており、事件発生の際に警察からの要請を受け、必要な時間帯のみを提供しています。その結果、提供した映像が証拠になることで事件の早期解決につながっています。

一方でプライバシー保護の観点から、個人情報の取扱いは慎重に行う必要があります。防犯カメラについては、警察をはじめとした関係機関と連携を図りながら地域の状況に応じて設置を検討します。

(7) 暴力団や半グレ組織等の追放

薬物の密売や恐喝、賭博等により得た資金を活動の資源としており、近年は特殊詐欺等、暴力団の威力を必要としない犯罪により、資金を獲得しています。

犯罪を抑制するにあたり、暴力団追放も重要になってくることから、暴力排除推進協議会と連携して、講習や啓発活動等を実施し、暴力のない明るく健全で住みやすいまちを目指します。

(8) 再犯防止への対策

犯罪や非行をした人たちの社会復帰をはじめとした支援等を積極的に行っている保護司会・更生保護女性会等と連携を図りながら、社会を明るくする運動等の社会復帰支援に取り組みます。

【それぞれの立場で取り組める事例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ たばこの吸い殻やペットボトル、空き缶などのポイ捨てをしない ・ 自宅周辺の清掃に努める ・ ごみの分別をしっかりと行い、ごみ出しのルールを守る ・ 所有する建物等の適正な管理に努める ・ 自宅の門灯を明るく照らすことをこころがける ・ 犯罪や非行をした人たちの社会復帰が難しいことを理解し、偏見をなくすようこころがける
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美化運動などに協力し、まちの清掃をこころがける ・ 違法広告物を発見したときは、市へ情報提供する ・ 犯罪や非行をした人たちが地域で孤立しないよう見守り、支援する

事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地や施設周辺の清掃を行い、環境浄化などに努める ・ 風俗営業の禁止区域内、違法な風俗営業に土地、建物を提供しない ・ 悪質な客引きや迷惑ビラの配布を行わない ・ 暴力団を「恐れない」「利用しない」「資金を提供しない」「交際しない」 ・ 青少年の健全育成に配慮し、青少年の有害店舗等への入場及び雇用の禁止する
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺等の繁華街等を中心に警察OB職員が巡回を行い、悪質な客引きや不適切な内容のビラ配布の是正、指導を行う ・ たばこの吸い殻などのポイ捨てや違法な屋外広告物の掲出による環境の悪化を防ぐための対策を行う ・ 環境美化が地域防犯力の向上につながることを、広報等を活用し啓発するとともに市内の環境美化に努める ・ 防犯カメラの適切な維持管理及び効果的な運用方法を検討する ・ 公共事業からの暴力団排除するとともに、市民や事業者に向けて暴力団等の排除に関する啓発・広報活動を行う ・ 町会・自治会が管理する防犯灯の維持費用に対して補助金の交付を行う ・ 市道を中心に都市照明施設の整備を行う ・ 地域住民及び関係機関と協同し、空き家等の所有者等に対する適正な管理を促すとともに、意識啓発を行う ・ 保護司会・更生保護女性会等と連携を図り犯罪や非行をした人たちの社会復帰支援に努める

【関係機関等】

- 埼玉県東部地域振興センター
- 草加警察署
- 公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
- 草加商工会議所
- 草加市商店連合事業協同組合
- (公社)埼玉県宅地建物取引業協会
- 草加市暴力排除推進協議会
- 草加市クリーンふるさと推進協議会
- 草加地区保護司会
- 草加地区更生保護女性会

【関連法令等】

- 埼玉県屋外広告物条例
- 埼玉県迷惑行為防止条例
- 埼玉県青少年健全育成条例
- 草加市暴力団排除条例
- 草加市路上喫煙の防止に関する条例
- 草加市家屋及び土地の適正管理に関する条例
- 草加市個人情報保護法施行条例
- 草加市防犯カメラの設置及び運用に関する規則

IV 犯罪被害者等への支援

犯罪被害に遭う人は特別な人ではなく、社会で普通に暮らしている人たちです。その平穏な暮らしの中で、犯罪は突然起きます。犯罪等を受けた被害を回復し、または軽減し、再びそれぞれの平穏な暮らしを取り戻せるように配慮していくことは、誰もが犯罪被害者等(※)になり得る中で、社会全体として取り組むべき課題です。そのためには、周囲の人たちが、被害者が置かれた状況をよく理解し、犯罪被害者等に配慮した対応を心がけることが大切です。

犯罪の被害者やその遺族・家族には、事件による直接的な心身の被害以外にも、精神的ショックや身体の不調が現れます。また、犯罪によってけがをした人や精神的な支援が必要になった人には治療費の負担が大きく、治療等が長引いて長期間仕事を休んだことによる失職や転職を余儀なくされる場合もあり、経済的に困窮し、これまでの生活を変えざるを得ないこともあります。

犯罪被害者等への支援制度、警察などの関係機関でのサポート体制がありますが、制度内容が多岐にわたっており、相談があったときに円滑に調整が図れるよう連携を強化します。

※ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」といいます。）における「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により、害を被った者及びその家族または遺族をいいます。

【現状と課題】

平成16年12月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」といいます。）が制定以降、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出しました。

基本法に基づき、平成17年に「第1次犯罪被害者等基本計画」が策定され、以後5年ごとの計画改正に合わせ、犯罪被害者等支援や犯罪被害給付制度など、様々な支援制度が創設、拡充されてきました。加えて、平成31年4月までに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口が全ての地方公共団体に設置されました。

犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添い、充実した支援を図っていくため、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が緊密に連携・協力する体制づくりの一層の強化を図っていかねばなりません。

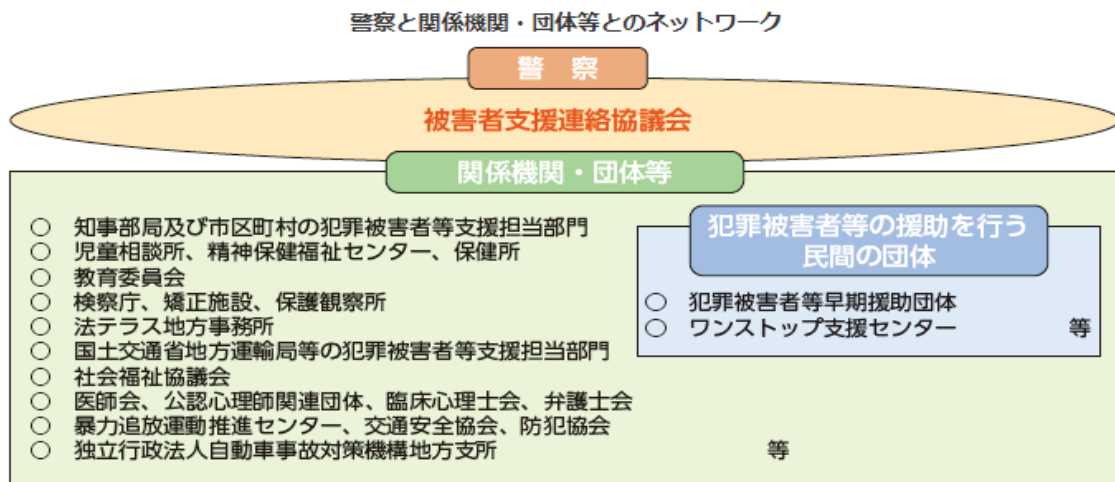
さらに、犯罪被害者等を社会全体で支えていくためには、犯罪被害者等に対する市民等の理解・関心を深めるための啓発活動を行うとともに、犯罪被害者等支援の実施に必要な条例の制定及び庁内関係課との連携強化に取り組めます。

【推進施策】

(1) 犯罪被害者支援総合的対応窓口の強化

市では、犯罪被害者等からの相談に対応するためのワンストップ相談窓口を設け、犯罪被害者等に対する支援制度についての情報提供や関係機関との調整を行います。

また、国、県の各機関や市及び民間の支援団体による支援制度を活用し、犯罪被害者等のニーズに対応する「切れ目のない支援体制」の構築を目指します。



警察庁HPより

(2) 市民に対する犯罪被害者等への理解を深めるための啓発

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、市民や事業者が犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深め、社会全体として支援を推進していくことが重要です。

そのため、広報やホームページ、SNS等を活用し、犯罪被害者等への支援に関する啓発活動を行います。

【それぞれの立場で取り組める事例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮する ・ 市や関係機関等が行う支援に協力するよう努める
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動を行う際に二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮する ・ 犯罪被害者等が関係機関等で行う必要な手続きに適切に関与できるよう、就労や勤務について十分配慮する
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等がワンストップでの相談や手続きが行えるよう庁内体制及び関係機関との連携を強化する ・ 犯罪被害者の置かれた現状の理解と支援の必要性の啓発を行う ・ 誰もが安心して暮らすための、犯罪を予防することにとどまらず、犯罪被害者等が再び平穏な生活を送ることができる社会の実現に向けた制度化を検討する

参 考 資 料

- 1 草加市安全安心まちづくり推進条例（条文）
- 2 草加市安全安心まちづくり推進協議会委員名簿
- 3 草加市安全安心まちづくり行動計画策定経過

1 草加市安全安心まちづくり推進条例（条文）

○草加市安全安心まちづくり推進条例

平成28年9月21日

条例第18号

（目的）

第1条 この条例は、安全安心まちづくり（犯罪を防止し、地域の防犯力を向上させる環境の整備をいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務並びに自主防犯団体の役割を明らかにするとともに、安全安心まちづくりに関する施策の基本となる事項及び迷惑行為の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 自主防犯団体 町会、自治会その他市内において安全安心まちづくりに関する活動を行う団体をいう。
- (5) 市民等 市民、事業者、土地建物所有者等及び自主防犯団体をいう。
- (6) 関係機関 国、埼玉県、警察その他防犯に関する業務を行う公的機関をいう。

（基本理念）

第3条 安全安心まちづくりは、市、市民等及び関係機関がそれぞれの役割を分担し、緊密に連携し、及び協力しながら一体となって推進するものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項を基本として安全安心まちづくりを推進するために必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- (1) 安全安心まちづくりに関する意識の啓発に関すること。
- (2) 市民等による自主防犯活動の支援に関すること。
- (3) 安全安心まちづくりに配慮した施設等の普及の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全安心まちづくりに関し市長が必要と認めること。

2 市は、前項の施策の実施に当たって、必要な体制を整備するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの安全の確保に努めるとともに、声かけ、清掃その他の活動を自主的に行うことにより地域の防犯力の向上に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に係る安全の確保のために必要な措置を講じ、施設周辺の巡回、清掃その他の活

動を自主的に行うことにより地域の防犯力の向上に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物に係る安全の確保のために必要な措置を講ずることにより地域の防犯力の向上に努めるものとする。

- 2 土地建物所有者等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第28条第1項又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年埼玉県条例第47号）第9条の規定により禁止されている営業の用に供する場所を提供してはならないものとする。

- 3 土地建物所有者等は、市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自主防犯団体の役割)

第8条 自主防犯団体は、安全安心まちづくりに積極的に取り組むとともに、地域の住民及び事業者が参加し、及び協力しやすい取組となるよう努めるものとする。

- 2 自主防犯団体は、市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自主防犯団体等への支援)

第9条 市長は、自主防犯団体等に対し、必要な情報の提供、技術的助言、活動に必要な物品等の支給等の支援を行うものとする。

(防犯活動事業者への支援)

第10条 市長は、市と協働して防犯活動に取り組む事業者と安全安心まちづくりへの協力に関する覚書等を締結し、当該事業者に対し、必要な情報の提供、技術的助言、活動に必要な物品等の支給等の支援を行うものとする。

(公共の場所における禁止行為)

第11条 何人も、道路、広場、駅その他の公共の場所において、次の各号のいずれかに該当する行為（以下「迷惑行為」という。）をしてはならない。

- (1) 拒絶の意思を示している者に対し、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為
- (2) 客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為を行うために、進路に立ちふさがり、追従し、路上においてたむろする等通行を妨げる行為
- (3) 次のいずれかに該当するものを掲載したビラ、パンフレットその他の物品を配布する行為
 - ア 人の衣服を脱いだ姿態、下着姿、水着姿等又は性的な行為を表す場面の写真又は絵であって、人の性的好奇心をそそるもの
 - イ 卑わいな文言、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表す文言その他の表示
- (4) 前3号に掲げる行為をさせる行為

(是正指導等)

第12条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、当該行為を是正するよう指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に、前条の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者その他の関係人に質問させることができる。

- 3 前項の規定による質問を受けた者は、正当な理由がない限り、回答を拒んではならない。

4 第1項の規定による指導及び第2項の規定による質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係機関等への要請)

第13条 市長は、前条第1項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察に対し、情報の提供その他必要な援助を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係機関又は関係団体に対し協力を求めることができる。

(公表)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による指導を受けた事業者（法人その他の団体に限る。以下この条及び次条において同じ。）が正当な理由なく当該指導に従わないときは、その旨、当該指導の内容及び当該指導を受けた事業者の名称その他指導に従わなかった事業者を特定するために必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表に当たり、あらかじめ、公表される事業者に対し通知をして、その事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表に当たり、あらかじめ、第18条の草加市安全安心まちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

4 第1項の規定による公表の方法、第2項の通知の方法等は、規則で定める。

(土地等の提供者への通知)

第15条 市長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表をされた事業者の営業その他の業務（第12条第1項の指導に係るものに限る。）の用に供されている土地又は建物を提供している土地建物所有者等に対し、当該公表の内容を通知するものとする。

(迷惑行為対策重点区域の指定等)

第16条 市長は、市民等と協働して迷惑行為の防止を図るための施策に重点的に取り組む必要があると認める区域を迷惑行為対策重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする区域及びその周辺の区域において居住し、又は営業を行う者の意見を反映させるため適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、重点区域を指定するときは、その旨、その区域及び指定年月日を告示するとともに、市民等に周知するよう努めるものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、重点区域の指定の変更及び解除について準用する。

(推進計画の策定)

第17条 市は、安全安心まちづくりに関する施策の実施を総合的かつ計画的に推進するため、安全安心まちづくりの推進に関する計画（第19条において「安全安心まちづくり行動計画」という。）を策定するものとする。

(協議会の設置)

第18条 安全安心まちづくりを推進するため、草加市安全安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第19条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 安全安心まちづくり行動計画に関する事。
- (2) 第14条第1項の規定による公表に関する事。
- (3) その他安全安心まちづくりに関し市長が必要と認める事項に関する事。

2 協議会は、安全安心まちづくりに関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第22条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第24条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第25条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他協議会の運営に関する事項)

第26条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

第28条 市長は、重点区域内において、第11条の規定に違反して迷惑行為を行い、第12条第1項の指導に従わず、又は同条第2項の質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、50,000円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 草加市安全安心まちづくり推進協議会委員名簿

	氏名	選出団体等	備考
1	鳥海 昭美	草加市町会連合会	
2	晝間 泰昭	草加商工会議所	
3	坂井 尚徳	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉東支部	
4	山田 恒久	獨協大学法学部国際関係法学科	副会長
5	山本 達夫	埼玉弁護士会 越谷支部	会長
6	浅古 八郎	草加八潮地域安全推進連絡協議会	
7	茂木 綾子	草加市PTA連合会	
8	竹内 和幸	埼玉県東部地域振興センター	
9	池野 智康	埼玉県草加警察署	
10	牧羽 悦治	市民公募	

(委嘱期間：令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで)

3 草加市安全安心まちづくり行動計画策定経過

年 月 日	内 容
令和5年5月	第1回草加市安全安心まちづくり行動計画 ・市長から草加市安全安心まちづくり行動計画の策定について諮問
8月	第2回草加市安全安心まちづくり行動計画 ・草加市安全安心まちづくり行動計画の素案について
11月	第3回草加市安全安心まちづくり行動計画 ・会長から草加市安全安心まちづくり行動計画の策定について答申
令和6年1月 ～2月	草加市安全安心まちづくり行動計画の素案に係るパブリックコメント
3月	パブリックコメントに寄せられた意見に対する市の考え方の公表
同月	第4回草加市安全安心まちづくり行動計画 ・草加市安全安心まちづくり行動計画全体の総括について
4月	草加市安全安心まちづくり行動計画がスタート

草加市安全安心まちづくり行動計画
編集・発行 草加市市民生活部くらし安全課
〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号
TEL 048-922-3607 FAX 048-922-1030
E-mail: kurashianzen@city.soka.saitama.jp